

指定管理者制度導入に係る指針

海 津 市

平成17年11月

目 次

1	指定管理者制度導入の背景・目的	2
2	制度導入についての基本的な考え方	4
3	指定管理者制度導入手続き	8
4	指定管理者制度導入後の対応	10

【資料】

・指定管理者制度導入に係るモデル条例(個別の施設設置条例)	12
・地方自治法抜粋(指定管理者制度関連分)	15
・海津市公の施設一覧表	18
・海津市公の施設指定管理者制度導入スケジュール	20
・海津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例	21
・海津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則	26
・海津市公の施設指定管理者選定委員会設置要綱	42

1 指定管理者制度導入の背景・目的

(1) 地方自治法改正に伴う指定管理者制度導入の背景

「公の施設」の管理運営主体については、公共性の確保の観点から、これまでは地方自治法において、管理受託者は、公共性のある団体(出資法人、公共団体、公共的団体)に限定されてきた。(管理委託制度)

しかしながら、「民間にできることは民間に」の理念の下、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年6月に公布、同年9月2日から施行され、民間事業者にも公の施設の管理運営を委ねられるようにする「指定管理者制度」が創設された。

これにより、現在、管理委託制度をとっている「公の施設」については、改正法施行日から3年以内(平成18年9月1日まで)に、原則として「指定管理者制度」に移行することが必要となった。

(2) 指定管理者制度創設の目的

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対し、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上、管理経費の節減等を図ることを目的とするものである。

(3) 「管理委託制度」と「指定管理者制度」の相違点

従来行ってきた「管理委託制度」と「指定管理者制度」との主な相違点は、下の表のとおりである。

	管理委託制度	指定管理者制度
管理運営主体	① 地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの(2分の1以上出資等) ② 公共団体(土地改良区等) ③ 公共的団体(農協、自治会等)	出資法人、民間事業者等の団体(法人格を有しなくても可。ただし、個人は除く。)
管理権限と業務の範囲	地方公共団体の管理権限の下で、具体的な事務及び業務を管理受託者が執行する。	地方公共団体の指定を受けた指定管理者が「施設の管理を代行」する。
条例で規定する内容	管理受託者、委託の条件等	指定管理者の指定の手続き、管理の基準及び業務の範囲(指定管理者を指定するには、公募(原則)の後、議会の議決を経て、議決後告示する行為が必要。)
施設使用許可権限	管理権限及び責任は、設置者が有するものであり、使用許可権限は委託できない。	指定管理者は、施設の使用許可権限を行使することが可能。(ただし、業務範囲を条例で規定する。)
管理者との取り決め	委託契約書の締結	協定書の締結

(4)「指定管理者制度」の特徴

公の施設の管理の受託主体を民間事業者等にも広げることに伴い、施設の適正な管理を確保するため、この制度には次のような特徴がある。

- ①住民の平等利用の確保や差別的取扱いの禁止を法律上直接に義務付ける。
- ②管理を委ねる相手方の選定の手続きを条例で定め、指定管理者の指定に際しては議会の議決を経る。
- ③「管理の基準」をあらかじめ条例で定める。
- ④指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を地方公共団体に提出する。
- ⑤地方公共団体の指示に従わないとき等には、施設設置者は指定の取消しを行うことができる。

2 制度導入についての基本的な考え方

(1) 指定管理者制度導入に当たっての考え方

指定管理者制度導入に向けた検討に当たっては、当該制度の目的である「住民サービスの向上」、「経費の節減」等踏まえつつ、施設の管理運営状況について点検し、社会情勢の変化や施設の必要性等そのあり方について見直しを行う。

既存施設については、見直しの結果、引き続き市が設置する必要があるものと判断した施設のうち、現在管理委託を行っている施設については、「直営に切り替える施設」、「当該制度を導入する施設」、「無償貸与を行う施設」に振り分けるものとする。また、直営で運営している施設については、当該制度の導入の可否について検討を行うものとする。なお、当該制度を導入する場合には、指定管理者の指定手続き等における透明性の確保及び市民への説明責任に十分配慮するものとする。

(2) 指定管理者制度への対応

既存施設及び新規施設の指定管理者制度への対応については、原則として、次の区分に基づき取り扱うものとする。

1) 既存委託施設

引き続き市が設置する必要があるものと判断した施設のうち、現在管理委託をおこなっている施設で直営施設に切り替えを行わない施設については、条例整備や指定管理者の指定等の諸準備を平成17年度中に完了し、平成18年4月から「指定管理者制度」へ移行することとする。

なお、施設の管理運営状況や受託団体の設立経緯、組織の状況等をふまえ、次のように取り扱うものとする。

外郭団体等受託施設

下記の外郭団体については、今回の指定に限り、従来の受託者を指定管理者として指定する。なお、当該団体については、平成17年度中に経営改善計画を策定し、第2回目の指定管理者選定期(平成21年度を予定)に向け、できるだけ速やかに自立に向けた経営体質の改善を推進することを選定条件とする。

【経営改善計画の策定を条件とする団体 1団体】

・社会福祉法人 海津市社会福祉協議会

2) 新規開設施設

平成17年度以降に開設する公の施設については、原則として公募による指定管理者制度を導入する。ただし、設置後の管理体制等を勘案し、直営による管理運営方式のほうが、公

の施設の設置目的を遂行できる場合は、この限りでない。

③既存直営施設

現在、市が直接管理している別添「海津市公の施設一覧表」に掲げる施設については、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、すべて当該制度の導入検討の対象とし、当面、導入可能性を見定める意味で、下記の管理運営チェック項目に一つでも該当する施設については、原則として、「公募による指定管理者制度」の導入を検討することとする。

なお、当該制度の導入時期は、施設ごとの適切な時期とし、当分の間、従来どおり直営を続けることとする施設については、その理由を明確にすることとする。

【管理運営チェック項目】

- ① 施設利用の平等性、公平性など行政でないと確保できない明確な理由はない。
- ② 管理運営を民間事業者(NPO、ボランティア団体を含む。以下同じ。)に任せることで、ニーズに合ったサービス内容の充実や民間のノウハウが活用できる。
- ③ 管理運営を民間事業者に任せることで、コスト削減が期待できる。
- ④ 同様・類似のサービスを提供する民間事業者が存在する。
- ⑤ 施設が提供するサービスの性質(特殊性、専門性)、施設の規模等を考慮し、民間事業者による運営が可能。
- ⑥ 税負担でなく、使用料、利用料金により運営を行う収益施設である。

(3) 条例の制定・改正

指定管理者制度を導入する場合、以下に掲げる事項については、共通事項として施設の設置及び管理に関する条例に定めることとされている。(地方自治法第244条の2第4項関係)

指定管理者の申請、選定、指定に関する手続き等の詳細は、全ての施設に適用する事項については「海津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」を制定し定めるものとする。

また、各施設の性格を反映すべき事項については、個別の施設の「〇〇〇(施設設置)条例」を改正して定めるものとする。

なお、条例制定・改正に係る議会への提案については、別添モデル条例や他の地方公共団体の類似施設等の条例をもとに、施設の特性を考慮し、個別条例ごとに所管課で制定・改正案を作成し提案するものとする。

【条例で規定すべき事項】

①指定管理者に当該施設の管理を行わせる根拠規定 (施設設置条例)

改正自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に管理を行わせる根拠規定を整備する。

②指定管理者の「指定の手続き」 （手続条例）

指定の方法や選定基準等を定める。指定の申請に当たっては、事業計画書の提出を求めるものとする。また、選定基準については、以下の事項を基本に、施設の設置の目的を達成するために必要な事項を定めるものとする。

〈選定基準規定例〉

- ・住民の平等利用が確保されること。
- ・事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られていること。
- ・事業計画書に沿った管理を安定的に行う物的能力、人的能力を有していること。

③指定管理者が行う「管理の基準」 （施設設置条例）

住民が公の施設を利用するに当たっての基本的な条件のほか、公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である以下のような業務運営の基本的事項を定め、指定管理者はこれらの基準に沿って具体的な利用の許可を行う。

- ・休館日・開館時間
- ・利用制限の要件
- ・管理を通じて取得した個人情報の取扱い等

④指定管理者が行う「業務の範囲」 （施設設置条例）

指定管理者が行う業務の具体的な範囲について、それぞれの施設の設置目的や態様等に応じて、次のような項目を設定するものとする。なお、「施設の使用許可権限」については、法令等に特別の定めがある場合を除き、指定管理者に委任するものとする。

- ・施設の運営に関すること。
- ・施設の維持管理に関すること。
- ・施設の設置条例に規定する事業の実施に関すること。

⑤利用料金制度 （自治法第244条の2第8項及び第9項） （施設設置条例）

指定管理者制度においても、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができるため、できる限り利用料金制度の導入を図るものとする。

【利用料金制度】

公の施設の利用については、本来使用料の徴収が認められており、使用料は地方公共団体の収入となるが、地方公共団体が適当と認めた場合には、指定管理者にその管理する公の施設の利用料金を当該指定管理者の収入させることができる。

（地方自治法第244条の2第8項）

利用料金制度は、施設の目的や種類に応じて適切に導入することによって、指定管理者による自主的な経営努力の発揮や使用料徴収などの会計事務の効率化が期待できる。

⑥個人情報保護（手続条例）

指定管理者が、個人情報保護に関し必要な措置を構ずべきことや従事者の秘密保持義務等個人情報の適切な取扱いに関する規定を盛り込むものとする。なお、個人情報保護に関し取るべき措置については、指定管理者との間で締結する協定にも明記するものとする。

⑦その他の事項（施設設置条例）

上記の共通事項のほか、施設の設置目的や態様に応じ、特に条例に規定する必要がある事項については、各所管課において検討するものとする。

(4)規則の制定・改正

指定管理者制度の導入に伴い、手続条例で委任した事項の細目については、「海津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」を制定し定めるものとする。

また、個別の施設の「〇〇〇（施設設置）条例」で委任した事項の細目については、必要に応じて、個別規則ごとに所管課で制定・改正案を作成するものとする。

【規則で規定すべき事項】

①指定管理者の申請の方法（手続規則）

指定管理者申請書の様式、事業計画書の添付書類等について定める。

②指定管理者の事業報告書の提出（手続規則）

自治法第244条の2第7項に基づく事業報告書の提出期日、記載事項等について定める。

3 指定管理者制度導入手続き

指定管理者制度の導入スケジュールについては、原則として、別紙「海津市公の施設指定管理者制度導入スケジュール」に基づき行うものとする。なお、設置条例改正後の制度導入に向けた細部の手続きについては、原則として以下の方針に基づき、個別施設ごとに所管課において進めるものとする。

(1) 指定管理者の募集

1) 募集の方針

指定管理者の募集にあたっては、募集要項を策定することとする。

2) 募集の方法

指定管理者の募集の方法は、能力ある事業者の幅広い参入の機会を確保するため、原則として、公募によるものとする。ただし、以下に該当する場合等公募になじまない場合は、この限りでない。

なお、公募にあたっては、市広報紙、ホームページ及び情報公開コーナー等を活用するものとする。

【公募になじまない場合】

- ① 近い将来、施設の廃止や移管が見込まれる場合
- ② 市の施策との密接な関連から、当該団体による施設の管理運営と一体となった事業展開の必要性が認められる場合
- ③ 地域の運営によってより事業効果が期待できると認められるとき、当該地域の公共的団体等を選定する場合。
- ④ 施設管理上、緊急に指定を行う必要がある場合

3) 応募者の資格要件

応募者の資格要件は、以下の例を参考に、施設の性格、規模、機能等を勘案の上、設定するものとする。

【資格要件例】

- ① 団体又はその代表者が、市県民税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ② 団体又はその代表者が指定管理に係る協定を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものでないこと。

4) 募集期間

応募者の募集期間は、原則として、1ヶ月程度とする。

5) 指定期間

指定管理者を指定する期間については、法律上特段の定めはないが、合理的な理由もなく長期間の指定を行うことは効果的かつ効率的な管理の観点から好ましくないため、原則として、4年間とする。

(2) 指定管理者候補者の選定

1) 候補者の選定組織

指定管理者候補者の選定は、庁内選定組織において、行うものとする。

2) 選定の方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、施設設置条例等に定められた選定基準等を勘案の上、適切な候補者を選定するものとする。

(3) 指定管理者候補者の指定

1) 指定管理者指定の議会の議決

施設を管理する所管課は、指定管理者を選定したときは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定に係る議会の議決を得るための手続きを速やかに行うものとする。なお、議会の議決を要する事項は、次の項目とする。

【指定管理者指定に当たっての議会の議決事項】

- ① 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
- ② 指定管理者となる団体の名称
- ③ 指定期間 等

2) 予算措置

指定管理者との間で必要となる管理運営に係る費用について、市が負担すべき経費は、委託料として計上するものとする。したがって、指定管理者の指定の議決に当たっては、委託料が伴う場合には、予算措置を講じるものとする。(債務負担行為が必要となる。)

3) 指定管理者の指定

指定管理者の指定を行った場合には、遅滞なく告示を行うとともに、管理者の名称、指定期間等について、市広報紙等により、広く市民への周知に努めるものとする。

4) 指定管理者との協定書の締結

施設を管理する所管課は、議会の議決を経て、指定管理候補者を指定管理者として指定するときは、指定管理候補者との間で協定を締結しなければならない。

4 指定管理者制度導入後の対応

施設を管理する所管課は、指定管理者制度導入後については、次のような対応をとるものとする。

1) 指定管理者による管理の実施

① 指定管理者から施設管理所管課への報告事項

ア) 随時報告を求める事項

指定管理者は、次の事項に該当したときは、速やかに所管課等の長に報告を行うものとする。

- ・施設において、事故が生じたとき。
- ・施設又は施設に係る物品が滅失し、又はき損したとき。
- ・施設の管理に関し、争訟が提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき。
- ・指定管理者の定款若しくは寄付行為又は登記事項に変更があったとき。
- ・その他所管課があらかじめ定めた事由が発生したとき。

イ) 定期的に報告を求める事項

所管課等の長は、次の項目について、指定管理者から毎月あるいは四半期ごとなど必要に応じて報告を求めるものとする。

- ・管理業務の実施状況及び利用状況
- ・使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- ・管理に係る経費の収支状況
- ・その他管理の実態を把握するために必要な事項

② 指定管理者の業務の停止及び指定の取消し

市長は、指定管理者が適切な管理を実施しているかどうかの点検を常に行い、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定期間内にあっても必要に応じて業務の停止や指定の取消しを行う。

次の場合には必要に応じて、指定管理者の業務の停止や指定の取消しを行う。

- ・施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- ・指定に関し不正の行為があったとき。
- ・法令の規定、本件指定の条件又は協定書に記載された条件に違反したとき。
- ・法令の規定、本件指定の条件又は協定書の規定に基づき、本市関係職員が行う報告の聴取、検査又は調査の実施を拒否し、又は妨害したとき、その他本市関係職員の指示に正当な理由がなく従わなかったとき。
- ・その他施設の管理業務を継続しがたい事由があると認められるとき。

2)事業報告書の提出

指定管理者は、次の事項を記載した事業報告書を毎年度作成し、原則として毎年度終了後1ヶ月以内に市長に提出するものとする。

- ①管理業務の実施状況
- ②施設の利用状況(利用者数、利用拒否の件数・理由等)
- ③使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- ④管理経費の収支状況
- ⑤その他指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

3)事業計画書の提出

指定期間のうち、2年目以降における毎年度の詳細な事業計画については、翌年度の予算編成時(各年度の10月末)までに指定管理者と施設設置者間で協議を行ったうえで、指定管理者が市長に計画書を提出するものとする。

4)指定期間の終了

指定管理者は、指定期間終了時には、次の指定管理者が円滑に業務を遂行できるよう引継ぎを行うとともに、市長が特に支障がないと認めた場合を除き、施設を原状に回復することとする。

指定管理者制度導入に係るモデル条例(個別の施設設置条例)

モデル条例及び他の地方公共団体の類似施設等の条例を参考に施設の特異性を考慮し、施設ごとに判断して規定するものとする。

〇〇〇条例(施設設置条例)

(設置)

第〇条

(名称及び位置)

第〇条

(指定管理者の指定)

第〇条 〇〇〇の管理を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(指定管理者の行う業務)

第〇条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の管理に関する業務
- (2) 使用の許可及び制限に関する業務
- (3) 前2号に掲げる業務のほか、〇〇〇の管理上又は第〇条の目的を達成するため市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、業務を行うに当たり、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、〇〇〇の管理を行わなければならない。

(開館時間及び休館日)

第〇条 〇〇〇の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

- (1) 開館時間 午前〇時から午後〇時まで
- (2) 休館日 〇〇

(使用の許可)

第〇条 〇〇〇を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、〇〇〇の管理上必要があるときは、使用の許可について条件を付けることができる。

(使用の制限)

第〇条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、〇〇〇の使用

を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 建物又は附属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、〇〇〇の管理上支障があると認めるとき。

【利用料金制を導入する場合の例】

(利用料金の納付等)

第〇条 〇〇〇を利用しようとする者は、指定管理者が定める当該〇〇〇の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 3 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(利用料金の承認)

第〇条 利用料金の額は、指定管理者が町長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、また同様とする。

- 2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の承認をしなければならない。
 - (1) 別表に定める額の範囲であること。
 - (2) 指定管理者における〇〇〇の適切な管理に要する経費及び施設利用の見込みによる収入に基づき算定して、収支がおおむね相償うものであること。
 - (3) 〇〇〇と規模、形態等において類似の施設の同種の料金と比較して、均衡の取れたものであること。
 - (4) 特定の使用者に対し、不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 3 市長は、第1項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を告示しなければならない。

(利用料金の減免)

第〇条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第〇条 第〇条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第〇条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 第〇条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

2 前項の規定によって使用者が受けた損害については、市はその賠償の責めを負わない。

(委任)

第〇条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の〇〇〇条例第〇条の規定に基づきその管理を委託している〇〇〇の管理については、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該〇〇〇の管理に係る指定をする日までの間は、なお従前の例による。

【地方自治法抜粋(指定管理者制度関連分)】

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

【参考：地方自治法改正法附則】

附 則（平成15年6月13日法律第81号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成15年政令第374号で平成15年9月2日から施行）

（経過措置）

第2条 この法律の施行の際現に改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託している公の施設については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日(その日前に改正後の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

個別法で管理者を指定している公の施設(学校等)を除き、別添「海津市公の施設一覧表」に掲げる全ての施設について指定管理者制度の導入を検討することとし、各施設ごとに、次の「管理運営のチェック」を行い、該当する項目が多い場合には、民間事業者等(NPO、ボランティア団体を含む。)における管理運営が可能と考えられる。

特に、④、⑤、⑥に該当する施設については、積極的に当該制度を導入すべきであり、該当項目のない施設や制度導入によるメリットが見込めない施設を除き、指定管理者制度の導入を前提に検討するものとする。

別紙1 管理運営チェック表

施設名	
所管課名	
現在の管理運営形態	直営 出資法人委託 公共的団体委託 その他 (該当するものに○)

チェック項目	該当
①利用の平等性、公平性など行政でないと確保できない明確な理由はない。	
②管理運営を民間事業者(NPO、ボランティア団体を含む。)に任せることで、ニーズに合ったサービス内容の充実や民間のノウハウが活用できる。	
③管理運営を民間事業者(NPO、ボランティア団体を含む。)に任せることで、コスト削減が期待できる。	
④同様・類似のサービスを提供する民間事業者等(NPO、ボランティア団体を含む。)が存在する。	
⑤施設が提供するサービスの性質(特殊性、専門性)、施設の規模等を考慮し、民間事業者(NPO、ボランティア団体を含む。)による運営が可能。	
⑥税負担ではなく、使用料、利用料金により運営を行う収益施設である。	

海津市公の施設一覧表(平成17年4月1日現在)

保育所	高須保育園 今尾保育園 海西保育園 西島保育園 南部保育園	(辛亥保育園)
公民館等	海津公民館(文化センター) 海津公民館高須分館 海津図書館 海津農村環境改善センター(文化センター) 平田海西公民館 生涯学習センター(平田図書館) 平田農村環境改善センター(ふるさと会館) 平田福祉センター 勤労青少年ホーム(ふれあいセンター) みかげの森「プラザしもたど」 文化会館 南濃北部公民館 南濃農村環境改善センター 働く女性の家	
福祉会館	海津総合福祉会館(ひまわり) 平田総合福祉会館(やすらぎ会館) 南濃総合福祉会館 ゆとりの森	
資料館	歴史民俗資料館	
スポーツ施設	海津グラウンド 海津テニスコート 海津体育館 武道館 柔道場 平田グラウンド 平田テニスコート 平田体育館 南濃グラウンド 南濃南部グラウンド 南濃テニスコート 南濃南部テニスコート 働く女性の家テニスコート 南濃体育館 南濃グラウンドゴルフ場	平田高田体育館 平田三郷体育館 平田蛇池体育館 平田脇野体育館 平田勝賀体育館
市民プール	市民プール	
斎苑	高須輪中斎苑(天昇苑) 南濃斎苑	
防災センター	地域防災センター 南濃中部防災コミュニティセンター	
道の駅	道の駅クレール平田 月見の里南濃	

温泉施設

老人福祉施設海津苑
南濃温泉「水晶の湯」

公園

月見の森
羽根谷だんだん公園
海津市都市公園条例で規定する公園 16カ所

集会施設

海津市多目的集会施設・農業研修施設等条例で規定する施設 61カ所

下水道・浄水場施設

市営住宅

サンリバーはつらつ(老健)

サンリバー松風苑(特養)

はばたき

海津市公の施設指定管理者制度導入スケジュール

時 期		備 考
平成17年8月	<p>管理運営方法の検討・決定</p> <p>↓</p> <p>指定管理者制度 直営での管理</p> <p>↓</p> <p>施設設置条例改正案作成①</p>	①指定の手続、管理の基準及び業務の範囲を規定
平成17年12月	<p>施設設置条例改正議決</p> <p>↓</p> <p>管理者の公募(原則)</p> <p>↓</p> <p>指定管理候補者の選定</p>	
平成18年3月	<p>指定管理者指定の議決② (委託費予算措置)</p> <p>↓</p> <p>協定書の作成③ 指定管理者との協議・調整</p>	②指定管理者たる団体及び施設の名称、指定期間 ③管理基準、業務範囲、指定期間委託費等委任業務の細目について定めた協定(現委託契約書にあたるもの)
平成18年3月末	<p>指定管理者との協定締結</p> <p>↓</p> <p>指定管理者の告示</p>	
平成18年4月	<p>指定管理者による管理の実施</p>	

 は、議会議決

○海津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年11月30日

条例第173号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募しなければならない。

- (1) 管理を行う公の施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 指定の期間
- (5) 申請の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 指定を受けようとする公の施設の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)
- (2) 指定を受けようとする公の施設の管理に係る収支計画書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(申請の資格の制限)

第4条 市長又は議員が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体(市が出資している法人及び公共的団体を除く。)は、指定管理者の指定の申請をすることができない。

(指定管理者の候補者の選定)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 事業計画書による公の施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために市長が必要と認める基準

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条、第3条及び前条に規定する手続を経ずに指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 第3条の規定による申請がなかった場合、前条第1項各号に掲げる基準を満たす団体がなかった場合等により指定管理者の候補者の選定ができないとき。
- (2) 市の施策との密接な関連から、当該団体による施設の管理運営と一体となった事業展開の必要性が認められるとき。
- (3) 地域の運営によってより事業効果が期待できると認められる場合にあって、当該地域の公共的団体等を選定するとき。
- (4) その他市長が当該施設の適正な運営を確保するため、特に必要と認めるとき。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、第5条又は前条の規定により選定した候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、規則で定める事項について、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して1月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 利用料金の収入の実績
- (4) 管理に係る経費の収支状況
- (5) 前4号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第10条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。
- 3 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(原状回復の義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復しないことについて承認をしたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(情報の管理等)

第14条 指定管理者は、海津市個人情報保護条例(平成17年海津市条例第11号)の趣旨にのっとり、個人情報適切に保護されるよう、当該公の施設の管理に当たって保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この項において「従事者」という。)は、当該公の施設の管理に当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。

3 指定管理者は、海津市情報公開条例(平成17年海津市条例第10号)の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に係る情報を適正に管理しなければならない。

(教育委員会が所管する公の施設への適用)

第15条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条、第3条、第5条から第13条まで及び前条第1項の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第4条中「市長」とあるのは「市長、教育委員会の委員」と、第2条、第3条、第8条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規

則」とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○海津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年11月30日

規則第166号

(趣旨)

第1条 この規則は、海津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年海津市条例第173号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募に明示する事項)

第2条 条例第2条第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市が指定管理者に支払うべき管理の費用の基準となる額
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 条例第3条各号に掲げる書類の具体的内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(申請の手續)

第3条 条例第3条の申請書は、海津市公の施設指定管理者指定申請書(様式第1号)とする。

2 条例第3条第1号の事業計画書は様式第2号に、同条第2号の収支計画書は様式第3号によるものとする。

3 条例第3条第3号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
- (2) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(欠格事項)

第4条 市長は、条例第5条に規定する指定管理者の候補者の選定に当たり、当該選定に係る申請をした団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請をした団体を指定管理者の候補者として選定してはならない。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により当市又は他の地方公共団体から指

定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない団体

(2) 当該団体の役員(法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者)のうち次のいずれかに該当する者がある団体

ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 指定管理者の指定の手續において、公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

(3) 破産手續開始の決定を受けた法人

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う団体

(選定結果及び指定の通知)

第5条 市長は、条例第5条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、申請をしたすべての団体に対し、海津市公の施設指定管理者候補者選定結果通知書(様式第4号)によりその選定結果を通知するものとする。

2 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対し、海津市公の施設指定管理者指定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(協定書に定める事項)

第6条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 利用料金に関する事項

(3) 管理経費の額及び支払方法に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(6) 管理の業務に当たって知り得た個人情報の保護に関する事項

(7) 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書)

第7条 条例第9条の事業報告書は、様式第6号によるものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

海津市公の施設指定管理者指定申請書

年 月 日

海津市長 様

所在地
団体名
代表者氏名

海津市公の施設の指定管理者の手續等に関する条例第3条の規定により、次の公の施設について指定管理者の指定を受けたいので申請します。

1 名称

2 位置

【2 施設の経営方針等に関する事項】

(1)施設の現状に対する考え方と将来展望

(2)施設運営に関する計画

ア サービス向上に関する方策

イ 施設利用の向上に関する方策

ウ 管理経費に関する計画

エ トラブルの防止策と対処方法

【3 施設の管理に関する事項】

(1) 職員の配置計画(指揮命令系統がわかる組織図を添付すること。)

(2) 職員の勤務態様

【4 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項】

【5 緊急時における対策に関する事項】

(1)防犯、防災の対応

(2)その他緊急時の対応

【6 その他特記事項】

様式第3号(第3条関係)

収支計画書

収入の部

科 目	予 算 額	内 訳
合 計	円	

支出の部

科 目	予 算 額	内 訳
合 計	円	

収支

収入計－支出計	円
---------	---

様式第4号(第5条関係)

第 号
年 月 日

団体名
代表者名 様

海津市長

海津市公の施設指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付で申請がありました公の施設の指定管理者の指定における
候補者の選定については、以下の理由により 選定しました
選定しませんでした ので通知します。

1 公の施設

(1)名称

(2)位置

2 理由

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

海津市長

海津市公の施設指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請がありました公の施設の指定管理者の指定について、海津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条第1項の規定により、以下のとおり貴団体を当該公の施設の指定管理者として指定します。

1 公の施設

(1)名称

(2)位置

2 指定の期間

年 月 から 年 月 まで

様式第6号(第7条関係)

事業報告書

年 月 日

1 指定管理者の概要

団体名			
代表者の氏名		指定施設の名称	
連絡先			

2 事業報告

【1 管理に係る業務の実施状況】

--

【2 利用状況及び利用料金等の収入の実績】

(1)利用状況

(2)利用料金等の収入実績

【3 管理に係る経費の収支状況】

収入の部

科 目	本年度決算額	説 明
合 計	円	

支出の部

科 目	本年度決算額	説 明
合 計	円	

【4 その他】

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the header. It is intended for providing additional information or details related to the section.

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)

様式第6号(第7条関係)

○海津市公の施設指定管理者選定委員会設置要綱

平成24年2月1日

告示第18号

改正 平成26年3月17日告示第20号

海津市公の施設指定管理者選定委員会設置要綱(平成17年海津市訓令甲第50号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、海津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年海津市条例第173号)第5条の規定に基づく公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する「公の施設」をいう。)の指定管理者の選定等に関し必要な事項を定めることにより、指定管理者の適正かつ公正な選定等を行うことを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、海津市公の施設指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指定管理者の選定方法に関すること。
- (2) 指定管理者の選定に関すること。
- (3) 指定管理者による管理の評価に関すること。
- (4) 指定管理者の指定の取り消しに関すること。
- (5) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 総務課長

(4) 審議対象となる施設の所管部局長

(5) 学識経験者(4人以内)

(6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第5条 前条第2項第5号及び第6号の委員会の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、公の施設を管理する所管課の求めに応じ、委員長が招集する。

2 会議は、過半数の委員の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の半数以上の合意に基づき委員長が決する。

(資料等の提出等の要求)

第8条 委員会は、必要に応じ、関係職員に対し、資料の提出や出席を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は業務に関して知り得た情報は、他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(申請団体との接触禁止等)

第10条 委員は、第3条の所掌事務に関し、申請団体と接触してはならない。

2 委員は、第3条の所掌事務に関し、申請団体から接触があったときは、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。

3 申請団体との間に利害関係が認められる委員は、委員会の会議に出席すること

ができない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第12条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日告示第20号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。